

公募型プロポーザル方式による手続きを実施するため、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

1 業務概要

(1) 委託業務名

熊本市視覚障害生活訓練等指導者養成事業委託

(2) 目的及び概要

ア 本市が実施する視覚障がい者生活訓練事業（以下「生活訓練事業」という。）に専従できる視覚障害生活訓練等指導者（以下「歩行訓練士」という。）を養成し、スムーズに訓練を受講できる体制を整えることで、視覚障がい者の社会参加もしくは復帰を後押しする等、視覚障がい者の福祉向上を図るもの

イ 本市の視覚障がい者の福祉の向上に資する意欲を持った歩行訓練士を養成するため、生活訓練等の視覚障がい福祉に関するノウハウや知見を活用した指導及び支援を行うことができる団体等を委託先として選定するもの

※ 詳細は基本仕様書を参照のこと。なお、基本仕様書に特段の記載が無い限り、提案内容に関わらず、基本仕様書に記載の内容は必須のものとする。

(3) 履行場所

熊本市内 他

(4) 履行期間

契約締結日から令和10年（2028年）3月31日まで

(5) 提案上限額

7,800千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※提案内容に関わらず、この上限額を越える提案は無効とする。

2 担当部局

〒862-0971 熊本市中央区大江5丁目1番1号

ウェルパルクまもと 3階

熊本市 健康福祉局 障がい者支援部 障がい福祉課 総務班

電話096-361-2519（直通）

メールアドレス shougaifukushi@city.kumamoto.lg.jp

3 参加資格

別紙「熊本市視覚障害生活訓練等指導者養成事業委託プロポーザル実施要項（以下「実施要項」という。）の3に記載のとおり

4 申請手続等

別紙「実施要項」の4、5及び6に記載のとおり

- 5 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明
別紙「実施要項」の6（6）及び(7)に記載のとおり
- 6 プロポーザルに参加する者が1者である場合の措置
別紙「実施要項」の7に記載のとおり
- 7 提案書等の提出
別紙「実施要項」の8に記載のとおり
- 8 仕様書等に対する質問
別紙「実施要項」の9に記載のとおり
- 9 説明会
説明会等は実施しない。
- 10 提案書等の書類審査及びヒアリングの方法等
別紙「実施要項」の10及び11に記載のとおり
- 11 プロポーザル審査結果の公表に関する事項
別紙「実施要項」の12に記載のとおり
- 12 契約候補者として選定されなかった者に対する理由の説明
別紙「実施要項」の13に記載のとおり
- 13 仕様の詳細に係る協議
別紙「実施要項」の14に記載のとおり
- 14 その他留意事項等
別紙「実施要項」の15、16及び17に記載のとおり